

東京大学大学院教育学研究科・教育学部図書室利用規則

制定 平成13年 6月20日
改正 平成16年 4月28日
改正 平成19年 6月20日
改正 平成20年 3月19日
改正 平成23年 3月 2日
改正 平成26年 2月 1日
改正 平成26年12月17日
改正 平成30年12月12日
改正 令和6年5月22日

大学院教育学研究科・教育学部教授会承認

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院教育学研究科・教育学部図書室規則第8条の規定に基づき、東京大学大学院教育学研究科・教育学部図書室（以下「図書室」という。）の利用について、同規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(開室時間)

第2条 図書室の開室時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日：午前9時～午後7時（春・夏・冬季休業期間中は、午後5時までとする）ただし、東京大学所属者以外の利用者は、午後5時までとする。

土曜日：午後0時から午後7時 ただし、利用は東京大学大学院教育学研究科・教育学部（以下「本研究科」という。）所属者のみとする。

(図書室内閲覧)

第3条 利用者は、図書室の図書その他の資料（以下「図書室資料」という。）を図書室内で閲覧することができる。ただし、図書室資料のうち、貴重資料については、所定の場所で閲覧しなければならない。

第4条 次の各号に掲げる場合においては、利用を制限することができる。

- (1) 本研究科の教育及び研究に支障をきたすおそれのある場合
- (2) 図書室資料の原本を利用させることにより当該資料の破損もしくは汚損を生じるおそれがある場合
- (3) 当該資料が現に使用されている場合
- (4) 特に指定した図書室資料に該当する場合

(室外貸出)

第5条 図書委員長は、次の各号に掲げる利用者に、図書室資料の室外貸出を許可することができる。

- (1) 本学の教職員及びそれに準ずる者
- (2) 本学の学生、研究生
- (3) 本学部の附属中等教育学校生徒
- (4) 本研究科の名誉教授

2 次の各号に定める資料は、室外貸出を行わない。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考図書
- (3) 雑誌・紀要
- (4) その他特に指定した図書室資料

(返納請求)

第6条 図書委員長は、特に必要と認めるときは、利用者に対して貸出中の図書室資料の返納を求めることができる。

(転貸禁止)

第7条 利用者は、第5条の規定により図書委員長が室外貸出を許可した図書室資料を他の人に転貸してはならない。

(参考調査)

第8条 本研究科の教職員、学生、研究生等は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係資料の調査について、図書室に依頼することができる。

(相互利用依頼)

第9条 本研究科の教職員、学生、研究生等は、研究、教育又は学習上必要があるときは、本学以外の図書館・室等が所蔵する資料の借用・複製について、図書室に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担しなければならない。

3 本学以外の図書館・室等から借用した資料の取り扱いについては、所蔵館の指示に従うものとする。

(相互利用受付)

第10条 図書室は、本研究科以外の図書館・室等から、図書室資料の借用又は複製の申込みがあった場合、本研究科の利用に支障のない限りこれに応じるものとする。

(利用停止)

第11条 図書委員長は、この規則に違反し、又は図書室職員の指示に従わない者に対して、本室の利用を停止し、又は退室を命ずることができる。

(賠償責任)

第12条 利用者は、利用中の図書室資料又は図書室の設備・備品等を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第13条 利用者の利用に供するため、閲覧室に図書室資料の目録及び利用規則を備え付けるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、図書委員長が別に細則で定める。

(個人情報の漏えい防止)

第14条 図書委員長は、図書室資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書室資料を所蔵する場合は、当該図書室資料について、東京大学の個人情報等に関する取扱規則に準じ、必要な措置を講じる。

附 則

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年5月22日から施行する。